戦後教育資料
VI-198
(5)
6-21
2/2
春山 146

大学設置審議会令

（政令才一一号　昭和二三、一、一五）
改正　政令才二五六号　昭和二五、八、一九）

（所掌事務）

才一条　大学設置審議会は、文部大臣の監督に属し、その諮問に応じて大学設置の認可及び博士その他の学位に関する事項を調査審議する。

（組織）

才二条　審議会は、委員四十五人以内で組織する。

2　専門の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

3　委員は、左の各号から、それぞれ当該各号に掲げる員数の範囲内で文部大臣が任命する。

一　関係各庁の職員　五人

二　全国の大学の職員　三十五人

三　政治、教育、文化、実業、勤労等の各界における学識経験のある者　五人

4　臨時委員は、学識経験のある者のうちから、文部大臣が任命する。

才三条　前条才三項才二号及び才三号に掲げる者のうちから任命された委員の任期は、二年とし、その欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　臨時委員は、専門の事項の調査審議が終つたときは、退任するものとする。

3　委員及び臨時委員は、非常勤とする。

才四条　才二条才三項才二号及び才三号に掲げる者のうちから任命された委員のうちから会長として委員が選挙した者は、審議会の会務を総理する。

2　才二条才三項才二号及び才三号に掲げる者のうちから任命された委員のうちから副会長として委員が選挙した者は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3　会長及び副会長は、一年ごとに改選する。

VI-198

4　会長又は副会長が欠けた場合における後任の会長又は副会長の任期は、それぞれ前任者の残任期間とする。

（庶務）

才五条　審議会の庶務は、文部省管理局において、文部省大学学術局の協力を得て処理する。

（雑則）

才六条　この政令に定めるもののほか、審議会の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附　則

この政令は、公布の日から、これを実施する。

最初に命ぜられた才二条才一項才二号乃至才四号に掲げる委員のうち半数の者の任期は、才三条才一項の規定にかかわらず、一年とする。

前項の半数の者はくじでこれを定める。

附　則

この政令は、公布の日から施行し、才二条才三項に関する改正規定は、昭和二十五年五月一日から適用する。（改正　政令才二五六号　昭和二五、八、九）

VI-198